

# 子どものけんりニュース

## 子どもの権利に関する条例検討委員会

### 委員長・副委員長のあいさつ

本市では、普段から子どもに関わる多様な委員が集まり、本市の子どもの権利条例制定に向けて話し合いを行う、「子どもの権利に関する条例検討委員会」を令和6年6月から開催しています。

今回は本委員会の委員長に就任された岡島さん、副委員長に選任された藤井さんにお話を伺いました。



問こども政策課（内線 291）

#### ●子どもの権利への思いは？

現在、虐待、いじめ、不登校、自死などについては、悪化あるいは高止まりの状況にあります。行政や学校、市民団体などによる子どもに関する取り組みはさまざまですが、

それらを「子どもの権利」というレンズで見直していくことが今の子どもたちのウェルビーイングを促進し、次代の基盤をつくることにつながると思っています。

#### ●委員会への意気込みを！

今年1年間はまず条例の基礎固めを行う期間となります。なぜ条例が必要なのか、アンケートやワークショップなどを通じて集められた子どもたちの声・現状をきちんと記録・共有していきます。大人として、時に聞きたくないようなことであっても、委員の皆さんとともに一つ一つ丁寧に耳を傾けていきたいです。



委員長 岡島 克樹さん  
(大阪大谷大学教授)

#### ●子どもの権利への意気込みを！

全ての子どもは、かけがえのない存在として、また、一人の人間として、その権利が尊重されなければなりません。

私たち大人が子どもの権利を再認識し、子どもたちが、学校や家庭、地域などのあらゆる場面で、健康で安全な環境のもと、安心して、未来に向けて成長できるまちづくりを進めることが大切だと考えています。

#### ●委員会への意気込みを！

委員会には、子どもに関連する経験をお持ちの委員が多く参加されています。多様な視点で活発に議論することを楽しみにしています。



副委員長 藤井 瞳子さん  
(大阪教育大学理事・副学長)

## 今後のスケジュール

本市では、「富田林市子どもの権利条例」を制定するため、子どもたち自身を含めた多くの人に参加・協力をいただきながら、さまざまな取り組みを進めていきます。

#### ●子どもアンケート

（9月下旬～10月）

小学生から高校生を対象にしたアンケートを実施します。

#### ●市民アンケート

（10月中旬～10月下旬）

18歳以上の市民を対象にしたアンケートを実施します。

#### ●子どもワークショップ

（参加者募集＝10月、開催＝10月～12月）

小学生から高校生を対象に、たくさんの子どもたちから意見をお聴きするワークショップを複数回実施します。

#### 委員会開催日程（予定）

第3回 10月ごろ

第4回 12月ごろ

第5回 令和7年2月ごろ



※次回の会議予定や傍聴について、右図をご覧ください。

## 富田林市中学校生徒会サミットを開催！

7月16日、市議会議場で、中学校生徒会サミットが開催されました。

これは、毎年市内の市立中学校と府立富田林中学校の全9校の生徒会が集まり、今年度取り組んでいる活動内容の報告と生徒会同士の交流を深めるために実施されているものです。令和4年度からは、生徒たちがより臨場感のある議論ができるようにと、市議会議場で開催しています。

今年度は各学校の活動報告と、「子どもの権利条約で自分たちが大切にしたい項目」についての発表をしました。各学校の発表後には、9つのグループに分かれて意見を出し合い、一人一人が真剣に「子

どもの権利条約」について考え、グループ協議に取り組みました。



参加した生徒たちは、初めてに入る市議会議場に緊張した様子でしたが、他中学校の生徒の発表を聞いたり、グループ協議で交流を深めたりしながら、それぞれが自分の意見をしっかりと出し合い、活発に議論していました。



間教育指導室（内線 368）

### 子どもの権利を知ろう

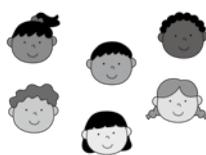


Q. 子どもの権利条約の4つの原則って？

A. 子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に、併せて考えることが大切な「原則」であるとされています。

#### 差別の禁止（第2条）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの権利条約とは・・・

1989年に国連総会で採択された、世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約のことです。

#### 生命、生存及び発達に対する権利（第6条）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



#### 子どもの最善の利益（第3条）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



#### 子どもの意見の尊重（第12条）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

